



売 買 契 約 書

売出人 蘭越町（以下「甲」という。）と買受人 鶴雅観光開発株式会社が（以下「乙」という。）とは、次の条項により町有財産の売買契約を締結する。

第1条 売買物件は、別表のとおりとする。

第2条 売買代金は、一金5,000,000円也とする。

内訳は、土地代金 金2,900,000円也、
建物代金 金1,900,000円也、
立木代金 金200,000円也とする。

第3条 売買代金は、甲の発行する納入通知書により、期限内に指定した金融機関に納入するものとする。

第4条 売買物件は、売買代金納入後、甲から乙に移転するものとし、乙は、移転後売買物件の所有権移転登記を行うものとする。

第5条 売買契約後に要する所有権移転登記の諸手続に要する費用等は、すべて乙の負担とする。

第6条 乙は、所有権移転登記がすべて完了するまでは、売買物件を使用しないものとする。

第7条 売買物件引渡し後に発生した事故等については、甲は、一切の責任を負わない。

第8条 甲は本件土地建物の所有権を第三者に移転し、又は権利(抵当権は除く。)を設定してはならない。

第9条 甲は本契約に違反した場合には、本件土地建物の買戻しをすることができるものとする。なお、買戻しの期間は、所有権移転の日から10年間とする。

第10条 乙は、物件を引渡し後に新築予定の居住施設については、従業員等に生活拠点として住民票を異動させるものとする。



第11条 この契約に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議して定めるものとする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、各自その1通を保有する。

平成29年10月2日

甲 住所 蘭越町
氏名 蘭越町長 金 秀 行



乙 住所 北海道釧路市阿寒町阿寒湖温泉
4丁目6番10号
氏名 鶴雅観光開発 株式会社
代表取締役 大 西 雅 之



別表

[土地]

所在地	地番	地目	地積	摘要
磯谷郡蘭越町字湯里	347番	山林	171 m ²	
同上	351番1	山林	12,232 m ²	
同上	822番1	原野	525 m ²	
同上	823番1	原野	557 m ²	

[建物]

所在地	家屋番号	種類	構造	建/延面積
磯谷郡蘭越町湯里	351番地	居宅	亜鉛鍍金鋼板葺	334.00 m ²

[立木]

所在地	地番	樹種	材積	摘要
磯谷郡蘭越町湯里	347番外	広葉樹	126.000 m ³	